		日	号外	ページ
三九三	―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	七	263	一
三九六	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	七	263	二
三九七	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	七	263	三
三九八	―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	七	263	三
四〇一	―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	七	263	四
四〇八	―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	七	263	一一
四一一	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	七	263	一二
四一二	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの輸入数量を告示する件	二八		三
四一三	平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	二八		四
四一四	平成二十三年度の初日から平成二十三年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	二八		四
四一五	関税暫定措置法別表第一の六第六項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件	二八		四
四一六	支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件	二八	284	八四
四一七	出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件	二八	284	八五
	○財務省、農林水産省			
二四	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一九		三
二五	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	一九		四
二六	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件	一九		四
	○財務省、農林水産省、経済産業省			
一四	株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件	一二		五
一五	株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示	一六	273	二
一六	株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件	二八		四
	○財務省、経済産業省			
五	株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件	九		四
	○国　税　庁			
三一	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件	二	特52	一四
三二	認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件	一五		三
三三	国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	一六		五
三四	国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	一六		五
三五	認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件	二〇		三